

新庁舎等の整備についてお知らせします！
新庁舎 井戸端会議

まんなかからつながるまちを目指して

西脇市では新庁舎・市民交流施設がまちなか（中心市街地）へ移転することを契機に、「日本のへそ」である西脇市の中心地から人と人が、地域と地域が、暮らしが未来へと「つながる」まちを目指します。

今回は“まんなかからつながるまち”に向けた取り組みをご紹介します。

◆市民活動を支援する相談窓口（中間支援の拠点）をまちなかに開設

地域課題の解決に向けて取り組む方や団体、企業などの活動を支援する相談窓口＝写真＝をまちなかに開設します。地域の多様な資源や強みをつなげていくことで、「まんなか（中心市街地）からつながる」活力あるまちづくりを目指します。



◇開設日

毎週木・土曜日（祝日除く）午前10時～午後4時
 ※5月16日（木）から開設します。

◇ところ 西脇市西脇303（旧ますや旅館）

◇主な相談内容

- ・NPO法人などの設立相談
- ・コミュニティビジネスの起業・運営相談
- ・まちづくり活動に関する情報提供
- ・他団体との連携に関するコーディネート
- ・にぎわいづくりイベント・セミナーの開催

◆窓口開設に先立ってオープニングイベントを実施

◇とき 5月11日（土）・12日（日）午前11時～午後4時

◇ところ 西脇市西脇303（旧ますや旅館）

◇内容

写真展「むかしと今、そして未来へ」、特産品マルシェ、昔懐かしい駄菓子屋

◇その他

詳しくはNPO法人兵庫SPO支援センターのホームページ（<https://awaji-spo.or.jp>）をご覧ください。

* * * * *

◇相談窓口・オープニングイベントに関すること

NPO法人兵庫SPO支援センター
 (☎078-915-0075)

◇コラムに関すること

まちづくり課（市役所内線522）

関東圏にお住まいの西脇市・多可町出身の方へ

「東京西脇多可の会」会員募集



東京西脇多可の会は、関東圏にお住まいの西脇市と多可町の出身者、または両市町に縁のある方で構成する同郷会です。ふるさとへの愛着と誇りを一層深め、郷土の発展に寄与することを目的として、平成7年12月に設立されました。会員相互の親睦を深めるとともに、情報交換を行っています。

◆事業内容

- ・総会や親睦会、親睦行事の開催
- ・ふるさと情報の提供
- ・会報紙の発行
- ・広報にしわきや広報たかの送付 など



◆年会費 2,000円

◆申込み・問合せ 東京西脇多可の会西脇事務局
 (秘書広報課内/市役所内線206)

カルチャーフェスティバル市民作品展結果

「2019春のカルチャーフェスティバル市民作品展」の入賞者は次のとおりです（敬称略）。

◆問合せ

生涯学習課（総合市民センター内/☎22-5996）

- ◆最優秀賞＝藤原智恵美（絵画） ◆優秀賞＝丸山裕三（絵画）、堀池幸子（写真）、村上昌由（書）、水谷守男（工芸）、上田八重子（手芸） ◆佳作＝水野ちる子、八馬順子（以上、絵画）、富永信義、井本初美、藤本俊彦、安住芳久、宮崎和義（以上、写真）、萩原晴美、ピースきらり（以上、手芸） ◆入選＝高瀬忠男、安富龍子、藤原正枝、虹の会工房げんき、緋田良一、田中仁、原田昇（以上、絵画）、宮崎勇雄、藤原田鶴子（以上、写真）、村上繁樹、山下司、福谷美佐子（以上、工芸） ◆実行委員会賞＝吉田伸子（絵画）、片岡準一（写真）、松原すみゑ（書）、藤井誠知（工芸）、西山千里、金高正子（以上、手芸）



地域で被害者支援を促進

西脇市犯罪被害者等支援条例を制定

誰もが突然、犯罪などに巻き込まれる恐れがあります。犯罪などに巻き込まれた被害者や被害者の家族、遺族は十分な支援を受けられず、社会で孤立してしまうことがあります。犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

そのため、西脇市では犯罪被害者が平穏な生活を取り戻せるよう、犯罪被害者などを支援する目的や理念を市民の皆さんと共有し、地域全体で支援を推進していくため、「西脇市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。条例では基本理念のほか、市や市民、事業者の責務を定めています。

◆問合せ 防災安全課（市役所内線546）

基本理念
 ①犯罪被害者等への支援は、平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に途切れることなく行わなければならない。
 ②支援は犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することなく行わなければならない。
 ③犯罪被害者等に関する個人情報等の適切な取り扱いに最大限の配慮を行わなければならない。

市の責務
 犯罪被害者等の支援のための施策を制定し、実施します。また、円滑に施策を実施できるように、関係機関と連携し、協力します。

犯罪の被害者と被害者の家族を対象に、相談窓口の設置や支援金の支給、生活費の助成など、さまざまな支援を行うとともに、市民の理解を促進します。下表。

◆市が行う支援

支援施策	項目	内容
相談および情報の提供	相談窓口の設置	相談、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整
	遺族支援金	30万円の支給
支援金の支給	重傷病支援金（療養1ヵ月以上）	10万円の支給
	家事援助費用の助成	上限2,500円/時間（48時間以内）
日常生活の支援	一時保育費用の助成	上限3,000円/日（6日以内）
	市営住宅入居の特別の配慮	市営住宅の一時的な入居
居住の安定	家賃の助成	月額家賃の2分の1 上限3万円/月（6ヵ月以内）
	転居費用の助成	上限20万円（1回限り）
雇用の安定		状況に応じた雇用や就労の支援
市民の理解の促進		市民や事業者への啓発活動

市民の責務
 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害したり、二次的被害が生じたりすることのないよう、十分に配慮します。また、市や関係機関が行う支援に協力するよう努めなければなりません。

犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻せるよう、地域の

事業者の責務
 の皆さんの温かい理解と支援が必要です。

事業者にも市民と同じ責務があります。また、犯罪被害者等を雇用する事業者は、被害者が刑事に関する手続きに適切に関われるよう、就労や勤務への十分な配慮に努めなければなりません。